

舞鶴中ブロック統合校開校準備委員会傍聴要領

(傍聴の手続)

- 第1条 舞鶴中ブロック統合校開校準備委員会及び専門部会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を、受付簿に記入し、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。
- 2 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の30分前から開会予定時刻までの間行うものとする。

(入場の制限)

- 第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。
- (1) 酒気を帯びていると認められるもの
 - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯しているもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

(傍聴人の遵守事項)

- 第3条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
 - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
 - (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
 - (5) 帽子の類を着用すること。
 - (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(撮影等の禁止)

- 第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に委員長又は部会長の許可を得た者は、この限りでない。

(その他の指示)

- 第5条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は委員長又は部会長の指示に従わなければならない。

附則

(施行期日)

この要領は平成22年5月28日から施行する。